

令和7・8年度奥州市営建設工事請負資格者名簿の概要

1 令和7・8年度奥州市営建設工事請負資格審査申請の受付状況について

令和5・6年度の競争入札参加資格申請から、県南広域振興局管内5市3町6一部事務組合で申請受付システムを導入し、共同オンライン受付。

(1) 告示 令和6年奥州市告示第333号（令和6年10月30日）

ア 指名競争入札参加資格基準

イ 提出書類

ウ 提出書類の様式等

エ 申請書の提出期日等

オ その他

(2) 受付期間 令和6年11月1日から11月29日まで

(3) 登録者数

	今回	前回	前々回
市内業者	149者	161者	163者
本 社	140者	152者	154者
営業所	9 者	9 者	9 者
市外業者	498者	563者	460者
計	647者	724者	623者

＜共同システム参加団体＞

北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ケ崎町、西和賀町、平泉町
北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合

2 令和7・8年度奥州市営建設工事請負資格者名簿への登載及び等級別の格付について

資格者名簿への登載については、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、塗装（路面標示を除く）工事、造園工事及び水道施設（管布設）工事において、告示の入札参加資格基準を満たす申請を行った者のうち、市内に本店を有する者及び市内に営業所を有する者のうち入札・契約事務に係る委任を受けた者とする。

なお、工種ごとの等級別格付基準は次のとおりとする。

工種	等級	格付基準
土木一式工事	A	県名簿（土木工事）においてA級に登載されている者
	B	県名簿（土木工事）においてB級に登載されている者
	C	県名簿（土木工事）においてC級に登載されている者
	D	県名簿（土木工事）に登載されていない者
建築一式工事	A	県名簿（建築工事）においてA級に登載されている者
	B	県名簿（建築工事）においてB級に登載されている者
	C	県名簿（建築工事）においてC級に登載されている者
	D	県名簿（建築工事）に登載されていない者
舗装工事	A	県名簿（舗装工事）においてA級に登載されている者
	B	県名簿（舗装工事）においてB級に登載されている者
	C	県名簿（舗装工事）に登載されていない者
電気工事	A	県名簿（電気工事）においてA級に登載されている者
	B	県名簿（電気工事）においてB級に登載されている者
	C	県名簿（電気工事）に登載されていない者

管工事	A	県名簿（管工事）においてA級に登載されている者
	B	県名簿（管工事）においてB級に登載されている者
	C	県名簿（管工事）に登載されていない者
塗装（路面標示を除く）工事		県名簿（塗装工事）に登載されている者及び登載されていない者
造園工事		県名簿（造園工事）に登載されている者及び登載されていない者
水道施設（管布設）工事	A	経営事項審査の水道施設工事の総合評定値が700点以上の者で、水道施設（管布設）工事の完成工事高があり、かつ、市の技術者要件と技能者要件を満たしている者※
	B	A級とした者以外の者で、水道施設（管布設）工事の完成工事高があり、かつ、市の技術者要件と技能者要件を満たしている者※
	C	A級、B級とした者以外の者で、市の技術者要件と技能者要件を満たしている者※

注 県名簿 岩手県の2025・2026年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿

※ 水道施設（管布設）工事の技術者要件と技能者要件

工種	等級	市の技術者要件と技能者要件
水道施設（管布設）工事	A	土木施工管理技士の合計数5人以上（うち1級土木施工管理技士は2人以上）、配水管技能者（耐震継手又は一般継手）の合計数2人以上（うち耐震継手1人以上）及び給水装置工事配管技能者2人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。
	B	土木施工管理技士の合計数3人以上、配水管技能者（耐震継手）1人以上及び給水装置工事配管技能者1人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。
	C	土木施工管理技士1人以上及び給水装置工事配管技能者1人以上。ただし、土木施工管理技士及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。

備考

- 土木施工管理技士 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- 配水管技能者（一般継手）
（公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般）を所有する者
- 配水管技能者（耐震継手）
（公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般・耐震）を所有する者
- 給水装置工事配管技能者
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定される配管技能検定合格者、職業能力開発促進法第24条に規定される職業訓練校の配管課の課程の修了者、給水装置工事配管技能検定合格者証を所有する者及び給水装置工事配管技

能者認定証を所有する者

3 令和７・８年度奥州市営建設工事請負資格者名簿（工種別及び等級別）について
別冊のとおり

4 令和７・８年度奥州市営建設工事の工種別及び等級別の発注標準額について

工種別及び等級別の発注標準額は、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第71号。以下「要綱」という。）の規定に基づき次表のとおりとする。

工種	等級	発注標準額
土木一式工事	A	4,000万円以上2億9,000万円未満
	B	2,200万円以上4,000万円未満
	C	2,200万円未満
	D	500万円未満
建築一式工事	A	4,000万円以上2億9,000万円未満
	B	2,200万円以上4,000万円未満
	C	2,200万円未満
	D	500万円未満
舗装工事	A	1,300万円以上1億円未満
	B	1,300万円未満
	C	500万円未満
電気工事	A	1,500万円以上7,000万円未満
	B	1,500万円未満
	C	500万円未満
管工事	A	1,500万円以上7,000万円未満
	B	1,500万円未満
	C	500万円未満
塗装（路面標示を除く）工事		2,000万円未満
造園工事		2,000万円未満
水道施設（管布設）工事	A	2,000万円以上1億2,000万円未満
	B	2,000万円未満
	C	500万円未満

5 令和７・８年度奥州市営建設工事の指名基準について

(1) 指名競争入札参加者の指名に関する基本方針

ア 要綱に定める発注標準額により、原則として、資格者名簿登載業者のうち、市内に本店を有する者を優先指名する。

イ 工種別及び等級別に業者数を考慮して、指名基準を(2)の表のとおりとし、指名に当たっては、1業者当たりの年間指名回数が均等になるよう、また、指名する業者の組合せが固定しないよう配慮する。

ウ 入札の結果、当該等級で市内に本店を有する者での落札者がいない場合は、当該等級

の市内営業所及びその直近上位等級の市内本店を有する者を指名する。

エ 次に掲げる場合は、奥州市工事請負業者資格審査委員会の意見を聴いて指名する。

(ア) 特殊な機械、資材又は技術を要する市営建設工事を施工する場合

(イ) 発注標準額を超える市営建設工事を施工する場合

(ウ) ウの場合を除き、当該市営建設工事の該当する等級の直近上位又は直近下位の区分の者を指名しようとする場合

オ 次に該当する業者は指名しない。

(ア) 対象工事の契約が見込まれる日において、経営事項審査の結果通知書が審査基準日から1年7月を経過している業者又は経過すると見込まれる業者

(イ) 対象工事の指名通知日において、市税に滞納がある業者

(ウ) 対象工事の指名通知日において、奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）に基づく指名停止中である業者

(エ) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に規定する暴力団関係者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、請負者として不適当であると認められる業者

(2) 工種及び等級ごとの指名基準

工種及び等級に登載されている業者が多数（概ね30者以上）の場合には、指名業者を無作為に15者から20者を選定したうえで、入札指名する。

工種	等級	資格者数	優先指名者数	指名基準
土木一式工事	A	16 (15)	15 (14)	A級全者を指名
	B	17 (20)	17 (20)	B級全者を指名
	C	51 (54)	50 (53)	C級全体から15者から20者を指名
	D	16 (16)	16 (16)	D級全者に加え、C級全体から5者程度を指名
(下水道工事)				土木一式工事の指名基準により指名
建築一式工事	A	7 (6)	7 (6)	A級全者を指名
	B	4 (7)	4 (7)	B級全者を指名
	C	22 (21)	22 (21)	C級全者を指名
	D	6 (8)	6 (8)	D級全者に加え、C級全体から10者程度を指名

舗装工事	A	9 (9)	9 (9)	A級全者を指名
	B	41 (47)	41 (47)	B級全体から15者から20者を指名
	C	20 (15)	20 (15)	C級全者を指名
電気工事	A	5 (5)	3 (3)	A級全者を指名
	B	7 (7)	7 (7)	B級全者を指名
	C	4 (5)	3 (4)	C級全者に加え、B級全者を指名
管工事	A	12 (11)	12 (11)	A級全者を指名
	B	16 (17)	16 (17)	B級全者を指名
	C	18 (19)	18 (19)	C級全者を指名
塗装（路面標示を除く）工事		14 (11)	13 (11)	全者を指名
造園工事		11 (12)	10 (11)	全者を指名
水道施設（管布設）工事	A	21 (22)	21 (22)	A級全者を指名
	B	18 (16)	18 (16)	B級全者を指名
	C	5 (12)	5 (12)	C級全者を指名

注 （ ）内の数字は令和5・6年度当初登録者数。

注 入札参加状況、入札結果等により、指名基準を変更する場合がある。